ドイツにおける中等教育制度改革動向に関する一考察

How is the Secondary School System reformed in Germany?

卜 部 匡 司

分野:教育学(比較国際教育学);キーワード:ドイツ、中等教育、教育制度改革

はじめに

本稿の目的は、ドイツにおける学校制度の改革動向について、とりわけ前期中等教育制度の改革に注目しながらその特徴について考察することである。近年のドイツでは、各州において基幹学校(Hauptschule)が廃止され、従来からの三分岐型の学校制度(ギムナジウム、実科学校、基幹学校)から二分岐型の学校制度に移行させようとする動きが見られるようになっている。また、その背景には、基幹学校への進学を希望する生徒の激減と、旧来の基幹学校に対するイメージの悪化がある(卜部 [2011b:23])。すなわち、少子化とスティグマ化の影響で、ドイツの中等教育制度は大きな変革を迫られているのである。

しかしながら、基幹学校の導入に伴って資格付与に関する制度がどのように変容したかに注目してみれば、学校制度が本当に三分岐型から二分岐型に移行しているかどうかは疑わしい。例えば、ラインラント・プファルツ州は、「誰もが修了資格を取ろう(Keiner ohne Abschluss)」というスローガンのもと、基幹学校と実科学校(Realschule)を統合させた「新制実科学校(Realschule Plus)」を2009年からスタートさせている。ところが、それは単に学校種の名称を「新制実科学校」に統一しただけであって、学校制度そのものは三分岐型のままで存続しているように見える。というのは、従来の基幹学校の修了時に与えられる就職資格(Berufsreife)と、従来の実科学校の修了時に付与される中等教育前期修了資格(Mittlere Reife)は、同じ「新制

実科学校」のなかで取得できるとしても、そのための条件(トラック)が異なっているからである(ト部[2011a])。ただし先の研究は、ラインラント・プファルツ州の事例に限定して考察しているが、こうした改革動向は、ドイツ全体としてはどのようになっているのだろうか。

こうした問題意識から本稿では、まず導入として、旧来のドイツの三分岐型学校制度の原型ならびに資格付与制度の概要について述べる。そして現在の中等教育制度改革の全体的動向を把握すべく、連邦各16州の学校法を手がかりに、各州の学校制度と資格付与制度を概観する。それらを踏まえ、ドイツ中等学校制度の改革動向の特徴について考察する。

I. ドイツの学校制度の原型および資格付与制度の概要

周知のとおり、ドイツでは伝統的に、4年制の基礎学校(わが国の小学校に相当)を卒業すると、ギムナジウム(9年制)、実科学校(6年制)、基幹学校(5年制)のいずれかに進学する(大野 [2006:33])。いわば三分岐型の中等教育制度である。つまり、大学への進学を希望する児童はギムナジウムへ、高度専門職への就職を見据えた職業教育を受けたい児童は実科学校へ、早期に職業生活に入ることを考えている児童は基幹学校へ、それぞれ進学する(図1参照)。その一方で、10歳の児童が将来の大まかな進路を決めてしまうのは早すぎるとして、これらの学校種をひとつの学校に統合させた総合制学校(Gesamtschule)が設けられているが、総合制学校の内側でも基本的には三分岐型のコースが敷かれている。

こうした三分岐型の中等学校制度に対応するかたちで、ドイツの中等教育修了資格は、次の3つが設けられている。すなわち、大学入学資格(Hochschulreife: HR)、中等教育前期修了資格(Mittlere Reife: MR)、就職資格(Berufsreife: BR)である。これらの修了資格は、ギムナジウム修了、実科学校修了、基幹学校修了にそれぞれ対応している。換言すれば、ギムナジウム(上級段階)を修了すれば大学入学資格(HR)が、実科学校(またはギムナジウム段階の第10学年)を修了すれば中等教育前期修了資格(MR)が、

基幹学校を修了すれば就職資格 (BR) が、それぞれ与えられることになっている (図1参照)。また、総合制学校の場合、第9学年を修了すれば就職資格 (BR) が、第10学年を修了すれば中等教育前期修了資格 (MR) が、ギムナジウム最終学年と同じ第13学年を修了すれば大学入学資格 (HR) が、それぞれ与えられることになっている。

Ⅱ. ドイツ連邦各16州の学校制度と資格付与制度

上述のような原型をもとに、連邦各州の中等教育制度を概観してみると、原型に最も近いのがヘッセン州である(図2参照)。ヘッセン州の場合、従来のドイツに典型的な三分岐型の中等学校制度がほぼそのまま残っていると言える。原型との唯一の違いと言えば、もともと第13学年で大学入学資格(HR)を獲得していたのが1年短縮されていることにある。これはドイツ以外のほとんどの国の中等教育が18歳で大学に進学するという制度になっているため、1999年からのボローニャ・プロセス(ヨーロッパ全体で大学での学修を標準化し互換性のあるものにする改革)の影響を受けながら、その標準に合わせるかたちで短縮されている。

次に、ヘッセン州に次いで原型に近いのが、ニーダーザクセン州およびノルトライン・ヴェストファーレン州である(図3および図4参照)。ニーダーザクセン州は、三分岐型学校制度を維持しながらも、基幹学校と実科学校

		伝統的	学校制度()	原型)		ヘッセン州						
	学年	_		大学入学	資格(HR)	_	学年					
19	13			上級段階		19	13	L			大学入学	資格(HR)
18	12		中等教育前期			18	12			中等教育前期	上級段階	
17	11		修了資格(MR)	(Oberstufe)		17	11			修了資格(MR)	(Oberstufe)	
16	10	就職資格(BR)			総合制	16	10		就職資格(BR)			
15	9				学校	15	9					総合制
14	8	基幹学校	実科学校	ギムナジウム	(Gesamtschule)	14	8		基幹学校	実科学校	ギムナジウム	学校
13	7	(Hauptschule)	(Realschule)	(Gymnasium)		13	7		(Hauptschule)	(Realschule)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)
12	6					12	6					
11	5					11	5	П				
10	4	į	基礎学校(G	rundschule)	10	4		基	礎学校(Gr	undschule)

図1:ドイツの伝統的学校制度(原型) 図2:ヘッセン州の中等教育制度

を「高等学校(Oberschule) | に統合しよう とするまさにその移行 期にある。将来的には、 就職資格だけを取得す る道を残しながらも、 生徒たちができるだけ 中等教育前期修了資格

				=	ダーザクセン州						
年齢	学年										
19	13					大学入学	資格(HR)				
18	12	Г				上級段階					
17	11			中等教育	育前期修了資格(MR)	(Oberstufe)					
16	10		就職資格(BR)		就職資格(BR)						
15	9						総合制				
14	8		基幹学校	実科学校	高等学校	ギムナジウム	学校				
13	7		(Hauptschule)	(Realschule)	(Oberschule)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)				
12	6										
11	5										
10	4		基礎学校(Grundschule)								

を取得するような制 図3: ニーダーザクセン州の中等教育制度

度に移行させようとしている。他方、 ノルトライン・ヴェストファーレン 州は、従来の三分岐型の学校種を残 しながらも、生徒全員に対して中等 教育前期修了資格を与える制度に改 革されている。

他方、これらの学校制度と並行し て、南ドイツの2州(バーデン・ヴュ では、従来の制度を維持しながらの

	ノルトライン・ヴェストファーレン州								
年齢	学年								
19	13	_		大学入学	資格(HR)				
18	12			上級段階					
17	11	中等教育前期	修了資格(MR)	(Oberstufe)					
16	10				600 A #11				
15	9	# #/ *** **	CT 21 254 44		総合制				
14	8		実科学校						
13	7	(Hauptschule)	(Realschule)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)				
12	6	40-5-	> -> ED.	7th / 🗆					
11	5	一 オリエンフ	ーション段[宿(Erprobu 	ngsstute) 				
10	4	į	基礎学校(G	rundschule	:)				

ルテンベルク州およびバイエルン州) 図4: ノルトライン・ヴェストファー レン州の中等教育制度

緩やかな改革が進んでいる(図5および図6参照)。すなわち、これら2州は 伝統的な三分岐の学校制度を維持しながらも、基幹学校のなかで中等教育前 期修了資格が取得できるような改革を進めている。

さらに、三分岐型から二分岐型の学校制度に移行しつつある事例として、 ベルリン市、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ラインラント・プファ ルツ州、ザールラント州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、シュレー スヴィッヒ・ホルスタイン州、チューリンゲン州の8州が挙げられる。これ らの州では、それぞれ学校種の呼称は異なっているが、いずれもギムナジウ ムをそのまま残す一方で、基幹学校を実科学校と統合するかたちで三分岐型

から二分岐型に向けて学校制度を改革しようとしている(図7~図14を参照)。また州によっては、総合制学校、ギムナジウム、新制中等学校(実科学校と基幹学校の統合)からなる新たなタイプの三分岐型学校制度の出現が見られるようになっている。

また、上述の諸州のほかに、ブランデンブルク州、ブレーメン市、ハンブ ルク市では、ギムナジウム以外の中等学校がギムナジウムと同等の修了資格

		バーデン・	ヴュルテン・	ベルク州		バイエルン州						
年齢	学年					年齢	学年					
19	13	_			大学入学資格(HR)	19	13				大学入学資格(HR)	
18	12				上級段階	18	12				上級段階	
17	11		中等教育前期	修了資格(MR)	(Oberstufe)	17	11		中等教育前期	修了資格(MR)	(Oberstufe)	
16	10	就職資格(BR)				16	10		就職資格(BR)			
15	9					15	9					
14	8	基幹学校+職	業実科学校	実科学校	ギムナジウム	14	8			実科学校	ギムナジウム	
13	7	(Hauptschi	ule und	(Realschule)	(Gymnasium)	13	7		基幹学校(Hauptschule)	(Realschule)	(Gymnasium)	
12	6	Werkre	ealschule)			12	6					
11	5					11	5					
10	4	基	礎学校(G	rundschule)	10	4		基礎学校(G	rundschule)	

図5:バーデン・ヴュルテンベルク州 図6:バイエルン州の中等教育制度 の中等教育制度

		ベルリン市	
年齢	学年		
19	13	_	大学入学資格(HR)
18	12		上級段階
17	11		(Oberstufe)
16	10	就職資格(BR)	
15	9		13° 1 1 2° 1 1
14	8		ギムナジウム
13	7	(Integrierte Sekundarschule)	(Gymnasium)
12	6		
11	5	基礎学校(Grunds	chule)
10	4		

		メクレンブルク・フォアポンメルン	小州
年齡	学年		
19	13	 大学 <i>}</i>	、学資格(HR)
18	12	上級段	階
17	11	中等教育前期修了資格(MR) (Obersti	ufe)
16	10	就職資格(BR)	6/1 A # II
15	9	164+244+	総合制
14	8	一地域学校ギムナジ	
13	7	(Regionale Schule) (Gymnasi	ium) (Gesamtschule)
12	6		
11	5	─ オリエンテーション段階(Orien │	tierungsstufe)
10	4	基礎学校(Grundsch	nule)

図7:ベルリン市の中等教育制度 図8:メクレンブルク・フォアポンメル ン州の中等教育制度

		ラインラント・プファル	ルツ州		ザールラント州						
年齢	学年				年齢	学年					
19	13	_	大学入学:	資格(HR)	19	13	_	大学入学	資格(HR)		
18	12		上級段階		18	12	_	上級段階			
17	11	— 中等教育前期修了資格(MR)	(Oberstufe)		17	11	— 中等教育前期修了資格(MR)	(Oberstufe)			
16	10	就職資格(BR)			16	10	就職資格(BR)				
15	9			総合制	15	9			総合制		
14	8	新制実科学校	ギムナジウム	学校	14	8	拡張型実科学校	ギムナジウム	学校		
13	7	(Realschule Plus)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)	13	7	(Erweiterte Realschule)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)		
12	6				12	6					
11	5				11	5					
10	4	基礎学校(G	rundschule)	10	4	基礎学校(G	rundschule)		

図9:ラインラント・プファルツ州の中等教育制度 図10:ザールラント州の中等教育制度

		ザクセン州			ザクセン・アンハルト州								
年齢	学年			年齢	学年								
19	13	_	大学入学資格(HR)	19	13	_		大学入学	資格(HR)				
18	12		上級段階	18	12		中等教育前期	上級段階					
17	11	— 中等教育前期修了資格(MR)	(Oberstufe)	17	11		修了資格(MR)	(Oberstufe)					
16	10	就職資格(BR)		16	10	就職資格(BR)							
15	9			15	9				総合制				
14	8	中学校	ギムナジウム	14	8	中等	学校	ギムナジウム	学校				
13	7	(Mittelschule)	(Gymnasium)	13	7	(Sekunda	arschule)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)				
12	6			12	6								
11	5			11	5								
10	4	基礎学校(Grunds	chule)	10	4	基	礎学校(Gr	undschule))				

図11: ザクセン州の中等教育制度 図12: ザクセン・アンハルト州の中等教育制度

		シュレースヴィッヒ・ホル	スタイン州		チューリンゲン州						
年齢	学年				年齢	学年					
19	13	_	大学入学資格(HR)		19	13		-	大学入学	資格(HR)	
18	12	_	上級段階	中等教育前期	18	12		- 中等教育前期	上級段階		
17	11	— 中等教育前期修了資格(MR)	(Oberstufe)	修了資格(MR)	17	11		修了資格(MR)	(Oberstufe)		
16	10	就職資格(BR)			16	10		就職資格(BR)			
15	9			共同体	15	9				総合制	
14	8	地域学校	ギムナジウム	学校	14	8		尋常学校	ギムナジウム	学校	
13	7	(Regionalschule)	(Gymnasium)	(Gemeinschafts-	13	7		(Regelschule)	(Gymnasium)	(Gesamtschule)	
12	6			schule)	12	6					
11	5				11	5					
10	4	基礎学校(Grunds	chule)		10	4		基礎学校(Grunds	chule)		

図13:シュレースヴィッヒ・ホルス 図14:チューリンゲン州の中等教育制度 タイン州の中等教育制度

を付与できるように制度改革が進んでいる(図15~図17参照)。ただし、ギムナジウム以外の中等学校で大学入学資格(HR)を取得するためには、従来のドイツでは伝統的にそうであったように(図1参照)、ギムナジウムよりも1年長く、つまり第13学年まで就学しなければならない。

		ブランデンブルク州			ブレーメン市				
年齢	学年	大学入学資格(HR)			年齢	学年	大学入学	資格(HR)	
19	13	大学入学資格(HR) 大鸟	学入学資格(HR)		19	13			大学入学資格(HR)
18	12	中等教育前期	上級段階	中等教育前期	18	12		中等教育前期	上級段階
17	11	修了資格(MR) (C	Oberstufe)	修了資格(MR)	17	11		修了資格(MR)	(Oberstufe)
16	10	就職資格(BR)			16	10	就職資格(BR)		
15	9		ジムナジウム	高等学校	15	9			
14	8	総合制学校(Gesamtschule) (G	Gymnasium)	(Oberschule)	14	8	高等	学校	ギムナジウム
13	7				13	7	(Obers	schule)	(Gymnasium)
12	6				12	6			
11	5	基礎学校(Grundsch	ule)		11	5			
10	4				10	4	基礎学	校(Grunds	chule)

図 15: ブランデンブルク州の中等教育制度 図16: ブレーメン市の中等教育制度

他方、ブランデンブルク州のように、大学 入学資格(HR)の取得が従来のギムナジウムと総合制学校に限定されるケースも見られるが、ブレーメン市やハンブルク市のように、これまでは中等教育前期修了資格(MR)の取得しか認められていなかった学校種に対しても大学入学資格が付与できるようになっているケースも見られる。

		ハンブルク市							
年齢	学年	大学入学資格(HR)							
19	13	上級段階							
18	12	中等教育前期							
17	11	修了資格(MR) (Oberstufe)							
16	10	就職資格(BR)							
15	9								
14	8	市区学校 ギムナジウム							
13	7	(Stadtteilschule) (Gymnasium)							
12	6								
11	5								
10	4	基礎学校(Grundschule)							

図17:ハンブルク市の中等教育制度

Ⅲ、ドイツ中等学校制度の改革動向の特徴

ドイツにおける連邦各州の中等教育制度を概観することにより、学校制度 は従来の三分岐型から二分岐型に向けて(ヘッセン州を除く)ほとんどの州 で改革が進められていることがわかる。実際、ベルリン市、メクレンブルク・ フォアポンメルン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、ザク セン州、ザクセン・アンハルト州、シュレースヴィッヒ・ホルスタイン州、 チューリンゲン州、ブランデンブルク州、ブレーメン市、ハンブルク市の11 州では、すでに従来の基幹学校が実科学校と統合され、新たな中等学校とし て制度化されている。

こうした動向に鑑み、ドイツにおける現行の中等教育制度は、その類似性に基づいて大きく5つのタイプに分類することができる(表1参照)。第1に、原型に最も近い型として挙げられるのが、ヘッセン州の学校制度である。そして第2に、従来の三分岐制度を維持しながらもやや改革の兆しが窺えるタイプとして、ニーダーザクセン州ならびにノルトライン・ヴェストファーレン州の制度が挙げられる。その一方で、従来の基幹学校制度を維持したうえで実科学校と同等の修了資格を与える型もある。これが第3のタイプであり、バーデン・ヴュルテンベルク州およびバイエルン州の制度がここに位置づけられる。さらに、ドイツの数多くの州が当てはまる第4のタイプとして、従来の基幹学校と実科学校を統合させて新たな中等学校を設置することで、ギムナジウムとの二分岐型学校制度を構成するようなタイプが挙げられる。例えば、ベルリン市、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ラインラント・

タイプ	特 徴	州
Ι型	原型に類似	ヘッセン州 (CDU+FDP)
Ⅱ型	三分岐制度を 維持	ニーダーザクセン州 (CDU)、ノルトライン・ヴェストファーレン州 (SPD+Grüne)
Ⅲ型	基幹学校内の 再編	バーデン・ヴュルテンベルク州(Grüne+SPD)、バイエルン州 (CSU+FDP)
IV型	基幹学校と実 科学校の統合	ベルリン市 (SPD+Linke)、メクレンブルク・フォアポンメルン州 (SPD)、ラインラント・プファルツ州 (SPD+Grüne)、ザールラント州 (CDU)、ザクセン州 (CDU+SPD)、ザクセン・アンハルト州 (CDU)、シュレースヴィッヒ・ホルスタイン州 (CDU+FDP)、チューリンゲン州 (CDU)
V型	ギムナジウム と同等化	ブランデンブルク州 (SPD+CDU)、 ブレーメン市 (SPD+Grüne)、ハンブルク市 (SPD)

[※]表中の括弧内は州政府の政権政党: CDU/CSU (キリスト教民主/社会同盟)、FDP (自由民主党)、SPD (社会民主党)、Grüne (緑の党)、Linke (左翼政党)

プファルツ州、ザールラント州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、シュレースヴィッヒ・ホルスタイン州、チューリンゲン州といった諸州の制度である。最後に、ギムナジウムとの二分岐型学校制度を採用しながら、さらにギムナジウムと同等の修了資格(大学入学資格)を与える制度を設けているタイプがある。これが第5のタイプであり、ブランデンブルク州、ブレーメン市、ハンブルク市の学校制度がこれに含まれる。

こうした三分岐へらこ分岐へという改革動向のなかで、特徴的なのは次の 2点である。すなわち第1に、各州それぞれで制度の改革が進められていても、 従来の3つの資格付与制度(就職資格、中等教育前期修了資格、大学入学資格) は維持されたままであるという点が指摘できる。連邦16州のうち、就職資格 を廃止しているのは、ノルトライン・ウェストファーレン州のみである。そ れ以外の州は、三分岐から二分岐へ学校制度を変革しようとしても、3種類 の資格付与制度はそのまま保持している。

第2に、連邦各州の制度を5つのタイプに分類してみても、それが政権政党による制度の違いとして解釈できないという点である (表1参照)。周知のとおり、ドイツの教育政策は地方分権 (文化連邦主義)が採用されているため、教育は連邦政府ではなく各州政府の専権事項となっている。したがって各州に教育省があり、教育制度もそれぞれ異なっているが、ドイツ各州の教育政策は伝統的にその州の政権政党の政策に大きく左右されてきた。例えば、CDU/CSU(キリスト教民主/社会同盟)を中心とする政権はやや保守的な政策を展開する傾向にあり、特に三分岐型制度についてはそれを積極的に維持する方向にあったが、SPD(社会民主党)を中心とする政権はやや革新的であり、総合制学校の導入に積極的な教育政策を展開してきた。ところが、近年の中等教育制度改革では、こうした政権政党による改革の違いは見られない。

おわりに

本稿では、ドイツにおける近年の中等教育制度について、従来の三分岐型

から二分岐型の学校制度に向けた改革動向に注目して、ドイツ連邦各州の状況を概観してきた。そうすることにより、現行のドイツ中等教育制度は大きく5つのタイプに分類できることがわかった。また三分岐から二分岐へ学校制度を変革しようとする一方で、ノルトライン・ウェストファーレン州を除けば、すべての州において従来の3種類の資格付与制度をそのまま保持していることが明らかになった。

こうした状況から、当面の結論として次のことが言える。すなわち、学校の統廃合で学校制度そのものは三分岐型から二分岐型に変わりつつあるように見えるが、資格付与制度まで考慮すると、実質は依然として三分岐型の学校制度が維持されているのである。ラインラント・プファルツ州の事例でも指摘したように(卜部 [2011a])、旧来の実科学校と基幹学校を統合しようとしても、従来の中等教育前期修了資格(MR)と就職資格(BR)の区別はそう簡単に解消されえないようである。実際、前期中等教育修了資格は、ギムナジウム上級段階に進学しない生徒のなかでも学力の高い生徒に対して与えられてきたが、就職資格のほうは、もともと就学義務の履行証明として付与されてきたため、これらの資格がまったく異なる社会的機能を果たしているのである。

ただし、ノルトライン・ヴェストファーレン州は、就職資格を廃止し、中等教育前期修了資格に統合しているため、こうした動きがその後の制度改革にどのような影響を与えるのか、今後の経過に注目して考察を続けたいと考えている。

資 料

Baden-Württemberg: Schulgesetz für Baden-Württemberg (1983)

Bayern: Bayerisches Gesetz über das Erziehungs- und Unterrichtswesen (2000)

Berlin: Schulgesetz für das Land Berlin (2004)

Brandenburg: Gesetz über Schulen im Land Brandenburg (2002)

Bremen: Bremisches Schulgesetz (2005)

Hamburg: Hamburgisches Schulgesetz (1997)

Hessen: Hessisches Schulgesetz (2011)

Mecklenburg-Vorpommern: Schulgesetz für das Land Mecklenburg-Vorpommern (2006)

Niedersachsen: Niedersächsisches Schulgesetz (1998)

Nordrhein-Westfalen: Schulgesetz für das Land Nordrhein-Westfalen (2005)

Rheinland-Pfalz: Schulgesetz Rheinland-Pfalz (2004)

Saarland: Schulordnungsgesetz im Saarland (1996)

Sachsen: Schulgesetz für den Freistaat Sachsen (2010)

Sachsen-Anhalt: Schulgesetz des Landes Sachsen-Anhalt (2005)

Schleswig-Holstein: Schleswig-Holsteinisches Schulgesetz (2007)

Thüringen: Thüringer Schulgesetz (1993).

参考文献

- 大野亜由未「発言することを学ぶ学校:ドイツ」二宮皓編著『世界の学校-教育制度から日常の学校風景まで』学事出版、2006年、32-43頁。
- ト部匡司「新制実科学校への制度移行に伴う通信簿の変容」『徳山大学論叢 (73号)』 2011a年、51-59頁。
- ト部匡司「ドイツにおけるハウプトシューレの廃止過程に関する一考察」『徳山大学総合研究所紀要(第33号)』2011b年、21-27頁。